

## 北九州市次期教育プラン検討会議開催要綱

### (目的及び開催)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める「教育振興基本計画」について、本市における次期教育振興基本計画の検討にあたり、幅広く意見を聞くため、「北九州市次期教育プラン検討会議」(以下、「本会議」という。)を開催する。

### (構成員)

第2条 本会議の構成員は、8名以内で組織する。

- 2 構成員は、教育について学識経験のある者や専門知識を有する者、市民及びその他関係者の中から教育長が委嘱した者をもって構成する。
- 3 構成員が欠けた場合は、補欠構成員を置くことができる。

### (任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和6年9月30日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第4条 本会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

### (会議の公開等)

第5条 本会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報(北九州市情報公開条例第7条)に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

### (会議録等の公開)

第6条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所

- (5) 出席した者の氏名
- (6) 議事の概要
- (7) 会議経過（発言の内容）
- (8) その他必要な事項

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

#### （意見の聴取）

第7条 本会議は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

#### （守秘義務）

第8条 構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

#### （事務局）

第9条 本会議の事務局は、教育委員会事務局に設置し、会議の庶務は教育委員会総務部企画調整課において処理をする。

#### （委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営その他について必要な事項は、教育長が定める。

#### 付 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

この要綱は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。